

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府

農業委員会名： 八幡市

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	409
自給的農家数	170
販売農家数	239
主業農家数	60
準主業農家数	53
副業的農家数	126

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	611
女性	266
40代以下	142

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	66
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	374	98	98	0	0	472
経営耕地面積	223	90	54	36	0	313
遊休農地面積	3.1	0.4	0.4	0	0	3.5
農地台帳面積	522	200	200	0	0	722

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	472ha	131.1ha	27.78%
課 題	高齢化等により農業従事者が減少する中、担い手農家への農地集積が課題		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 144.1 ha (うち新規集積面積 13 ha)
	目標設定の考え方:1割程度の増加を目指す。
活動計画	1.農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール等の実施・検討 2.地区連絡会議に参加し規模拡大を希望する担い手農家への農地集積の推進 3.利用権設定の周知を行い、新たな貸し手の掘り起こしに務める

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	現状においては、担い手農家が規模を拡大して農業経営しているため、新規参入者が農地を確保することが困難。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.5ha
活動計画	相談等がある場合、今までの農業経験や現在の状況等のヒアリングを行い、研修先や新規就農方法等のアドバイスを行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	475.5ha	3.5ha	0.74%
課 題	農地転用の計画等により不耕作地が増加している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha			
	目標設定の考え方:1割程度の解消を目指す。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		22 人	8月	8月～10月
	調査方法	農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれ担当エリアを調査し、実態把握する。各委員は、調査日前に担当エリアの利用状況の把握に努めるため、巡回を実施している。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月	
その他	文書による指導が原則であるが、状況等を鑑み必要な時は農業委員及び農地利用最適化推進委員が直接指導を行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	472.0ha	0ha
課 題	農地以外の用途に転用する場合、農地法の許可等が必要であることを広く周知する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	違反転用の情報が寄せられれば、農業委員及び農地利用最適化推進委員と現地確認の上、必要な措置を講じるとともに、違反転用が行われないよう日頃から監視等を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入